

厚生委員会記録

1 日 時 令和元年12月17日（火曜日）

開 会	午前10時18分
休 憩	午前10時48分
再 開	午前11時16分
休 憩	午前11時34分
再 開	午後 1時16分
閉 会	午後 1時42分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	高 田 真 里
副委員長	泉 英 之
委 員	松 井 邦 人
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	鋪 田 博 紀
//	高 田 重 信
//	高 見 隆 夫

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
理事（保健所長）	元井 勇
部次長	高野 聡
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	中島 眞由美
参事（医療介護連携・高齢者福祉担当）	岩田 大史
参事（保健所次長）	瀧波 賢治
福祉政策課長	山森 豊
生活支援課長	丸本 昌
指導監査課長	長 康博
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	高場 英人
介護保険課長	三邊 泰弘
保険年金課長	鈴木 富勝
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
保健所地域健康課長	横山 浩二
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	宮前 仁
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄
保健所保健予防課主幹	谷島 洋
保健所生活衛生課主幹（課長代理）	森岡 誠二

【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
こども支援課長	関谷 雄一
こども福祉課長	熊本 真紀
こども育成健康課長	中田 祐一
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
参事（市民生活相談課長）	広瀬 圭一
参事（市民課長）	毛呂 知昭
生活安全交通課長	森川 知俊
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	若松 潤
大沢野行政サビ`センター所長	中田 俊彦
大山行政サビ`センター所長	酒井 英幸
八尾行政サビ`センター所長	中島 善一
婦中行政サビ`センター所長	野上 健
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
細入中核型地区センター所長	圓山 尚英
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	豊岡 円

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課副主幹	朝倉 雅彦
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 令和元年12月定例会の厚生委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、松尾委員、橋本委員を指名いたします。

当委員会に付託されました各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。

これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第160号 富山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

福祉政策課長 〔議案書及び議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第160号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第160号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました

令和元年分請願第7号 定期予防接種の情報提供に関する請願

を議題といたします。

請願文書表はお手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

委員長 次に、本請願について当局の見解を求めます。

福祉保健部長 今議会の一般質問におきまして、この請願と同様の趣旨の御質問がございました。議場で、私のほうから答弁させていただいたところでございますけれども、改めて見解を述べさせていただきます。

子宮頸がんワクチンは、平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種となりましたが、ワクチン接種後にこのワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、国では、2カ月後の同年6月から、副反応の発生頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種の積極的な勧奨を差し控えることとされ、現在に至っております。これは平成25年6月14日付の厚生労働省健康局長通知に基づくものでございます。

請願事項の中では、「予防接種法第23条における国の責務としての啓発および知識の普及を図ることを踏まえて」とございますが、今ほど申し上げました厚生労働省健康局長通知は地方自治法第245条の4第1項の規定による勧告でございます。この勧告につきま

しては、市長は尊重すべき義務を負うものとされており、本市ではこの勧告を踏まえ、本会議場では「積極的勧奨は控えております」ですとか「行わないこととしております」などといった答弁をしたところでございますので、この点についてはまず御理解をいただきたいと思います。

一方で、請願にもありましたように、氾濫するインターネットの情報などに惑わされることなく、市民が正しい情報を手にすることは重要であると本市も考えております。

そこで、答弁でも申し添えましたが、現在、富山県医師会においてわかりやすい内容のパンフレットを作成しておられるというふうにお聞きしておりますので、今後富山市医師会を通しまして提供いただければ、市として積極的勧奨にならないと考えられる範囲で配付等に協力していきたいというふうに思っております。

つきましては、本市といたしましては、その富山県医師会が作成されましたパンフレットにつきまして、1つには、市の保健所ですとか保健福祉センターなど関係する窓口に配置する、2つには、例えば定期予防接種の最後の機会となります高校1年生に相当する年齢の方に個別に送付する、ここまでは答弁でも

述べさせていただいたところで、もう1つ加えるとすれば、現在各小学校を通じて小学6年生の保護者宛に定期予防接種等について記載したお知らせを配付しておりますが、それに合わせて、医師会提供資料として配付するといった対応であれば、適切な情報提供の一環として、積極的勧奨にならない範囲として協力できるのではないかとこのように考えておりますので、こういった点を今後検討していきたいと思っております。

なお、本会議当日に質問者から、全対象者へ個別配付できないかといったような御発言があったかと思いますが、さすがに全員に毎年配付するというのは積極的勧奨になろうと思っておりますので、その点については難しいかと思っております。

委員長 それでは、本請願について御意見等はありませんか。

高見委員 部長の説明からすると、この請願に対しては、ある程度きちんと一積極的勧奨ではないけれども、周知する、そういう内容で対応は進めていますという話ですよ。

福祉保健部長 これからです。県医師会のほうで今パンフレ

ットをつくっておられると聞いておりました、それについては、富山市保健所のほうも粗原稿を見て、内容の確認といたしますか、そういったことも進めております。年度内には作成されるというふうに聞いておりますので、それをいただければ、医師会と協力しながら、情報提供という形で配付、その他周知に協力をしてまいりたいというふうに思っております。

鋪田委員

意見ということなので、意見を申し上げたいと思います。

請願文の内容が全てだろうというふうには思いますがけれども、去る12月3日でしたか、衆議院のほうで質問主意書が出されて、それに対する回答ということで、今ほど部長がおっしゃったような勧告に対する政府の見解も出たところであります。

厚生労働省などでも、がん等に対するさまざま議論が少しずつ深まってきていることは大変大きな進歩だと思えますけれども、請願要旨の下段のほうにもありますが、インターネット等を中心に、経験則に基づかない情報—それには情緒的なものなどもかなり多く含まれて、そういった情報のほうがむしろ多く目にする状態であります。

そういったことから、対象者は定期予防接種であるにもかかわらず、接種に踏み切れないという、これは非常にゆゆしき事態だと思います。

厚生労働省が方針を完全に転換するのが望ましいのですが、なかなかそこまではされておられません。一步は踏み出したところですが、まだまだのところがありますので、自治体のほうで対象者に正確な情報を提供一法の範囲ではありますけれども一すべきだというふうに思い、やはりこの請願については、採択していくことが望ましいのではないかという意見でございます。

大島委員

私は娘が3人おりまして、ちょうどこのタイミングで、受けた子と受けない子がおりました。受けた子は何もなかったのですが、よかったなと思いますが、もし受けて副反応が出たということになれば、受けさせなければよかったと、当然、人の親として思うわけです。

この定期接種の副反応ということで、当時、訴訟もありましたが、訴えられたのは厚生労働省だけだったのでしょうか。それとも、接種した医師とか市町村、定期接種を勧めたところも訴えの対象になっていたかどうかは、わかりますか。

保健所保健予防課長 委員の御質問につきましては、申しわけございませんけれども、正確なところは把握しておりませんので、またきちんと調べまして御報告さしあげたいと思います。

大島委員 一般質問でも質問があり、私も関心がありましたが、随分詳しく質問して、答弁していただいたので、よくわかりました。
本当に一番診察しにくいところでもあり、若い女の子ががんになって亡くなるという可能性が高いものですから、本当はぜひ接種をしてほしいという思いと、万が一、副反応が出た場合の悲惨さを思うと随分悩むところではありますが、この請願に対しては、医師会が進めるような形で、ぜひ皆さんに周知をしていただきたいという思いで賛成したいと思います。

高見委員 今、この請願に対して、当局は積極的な答弁をしているわけですね。実際に医師会、あるいはそういうところとも相談しながら対応するという答弁がもう既に出ているにもかかわらず、請願も採決されるわけですか。

委員長 はい。請願については採決を……

高見委員 いや、答えがもう出てしまっているのに採決するのですか。当局がこれに対応できないとか、あるいは、いや、こう言われるのはわかるけれども、この程度しかできないのかとか、いろいろな話が出るのであれば、本会議にしっかりと上げていかなければいけないのですけれども、はっきりとここまで答弁が出てきているにもかかわらず、請願を採決することが必要なのかどうなのか。

事務局 今ほどの高見委員の御質問に対してなのですが、今回の請願につきましては、厚生委員会に付託されていますので、委員会として何らかの結論は出さないといけないということになるかと思えます。

委員長 ほかに御意見等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とする御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。
これより、令和元年分請願第7号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、令和元年分請願第7号を挙手により採決いたします。
本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手全員であります。
よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。
以上で、当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第42号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第27号
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

保健所保健予防課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

松井委員 本定例会で自民党議員が一般質問をする予定だったのですが、できなかった質問があって、部長が質問に答えられなくて残念そうな顔をされていたので、この委員会で質問させていただきます。
その質問の内容というのは、医療用のウィッグ、かつらなのですが、実際、抗がん剤治療をしている中で髪の毛が抜けるといふ一男性であれば、多少なり我慢できる部分はあるのですけれども、なかなか女性は一心理的な状況も含めると、やはりいろいろなところで悩みを抱えておられる女性が多いという現状が

あります。実際、今回の一般質問の日にも傍聴に来られたらしいのですが、髪の毛が抜けているということで帽子をかぶってこられたそうです。ただ、本会議の傍聴は、帽子の着用はだめだということになっております。今回は事前に議長の許可を得て、帽子を着用したまま傍聴できたということだったのですが、そういった部分で、いろいろなところで心理的負担を受けている方がおられるというのが現状だと思っています。

私の確認がしっかりとれていなかったのですけれども、マイナンバーカードの証明写真も帽子をかぶってはだめとなっているといった部分で、精神的な負担を一実際の治療で負担がかかっているにもかかわらず、いろいろなところでそういった二次的な負担もかかっているという方が多いという現状で、全国の中では、少しでも心理的負担を軽減するために、医療用ウィッグの助成制度を導入している自治体が増えてきているというのが今の流れだと思うのですが、それに関して、富山市としてはどういう考えをお持ちなのか、お答えいただきたいと思います。

福祉保健部長 一般質問で通告をいただいておりますので、政策調整会議を経て、市長との協議を踏まえ

て用意しておりました答弁をまず御披露いたします。

本年9月定例会において、佐藤議員から同様の趣旨の質問がございました。これはアピアランスケア、かつらに限らず、乳房補正具なども含めての御質問でございましたが一そちらにお答えしたところですが、がん治療等に伴う外見の変化を補う医療用かつら、ウィッグにつきましては、中核市においては、秋田市や山形市など8市で購入への助成が行われているなど、がん患者の生活の質の向上のための支援に取り組んでおられる自治体があります。

本市では、外見に変化が生じ、生活の質に影響を及ぼす状態は、がん以外の病気や障害によっても生じる場合があることから、その支援のあり方について、他都市の状況なども考慮しながら調査研究してまいりたいと考えております。これは、佐藤議員に対する答弁と同じ答弁でございます。

なお、国では、がん患者が公衆浴場を利用する場合における入浴着を着用した入浴や、人工肛門等を造設しているオストメイトの入浴の理解や促進を図るとともに、平成30年12月からは、運転免許更新時の顔写真において、医療上の理由により帽子の着用を認める

など、がん患者への配慮に努められているところであり、本市といたしましても、こうしたことへの理解が進むよう、関係機関と連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

ここまでが当日用意していた答弁でございます。

なお、私も三十数年前に父親をがんで亡くしておりますし、市長も奥様をがんで亡くされておりますこともあって、佐藤議員の質問に対する勉強会の際だったかと思えますけれども、政策調整会議においては、御質問の趣旨は十分理解できるといったことは、誰も異論はございませんでしたが、行政として助成制度を設けることについては、現在の富山市ではプライオリティー、優先度が高くないのではないかということで、この答弁になっております。

委員会ですので、もう少し丁寧に市の考え方を申し上げますと、県や市町村単独の制度については、それぞれの自治体の状況ですとか地域特性、政策等によってそれぞれの判断で設けられているものでございます。

このたび御質問のありました医療用ウィッグの助成制度については、山形県が全国で最初に、これは2014年に導入されたようでご

ございます。

つい最近のNHKの朝のニュースで私もたまたま見ました。そちらで紹介されておりましたので御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、その背景を申し上げますと、山形県ではこの制度導入の前、かねてより山形県の美容業生活衛生同業組合がボランティア活動の一環として、薬剤性脱毛のサポートに取り組んでおられました。

その取組みは、抗がん剤の服用に伴う脱毛や肌荒れなどに悩む患者を支援するため、知識とスキルを持った美容師を養成するといったことから始まっております。

組合内に薬剤脱毛サポート協議会を設置し、独自の研修会を開催しておられます。研修会では、医師や薬剤師から知識を学ぶ、ウィッグ専門業者からは技術、スキルを学ぶ、がん患者の会などからは心のケアといったようなものを学ぶ、こういった研修を受けた上で、認定試験を実施しておられます。この認定試験に合格した美容師が対応するということが山形県では行われております。

ホームページにもしっかり載っておりますが、山形県内の美容院では、認定を受けたスタッフが在籍しているとか、こういった相談に時間外、あるいは個室で対応しているといった

ような美容室もありまして、それがそれぞれのお店のPRにもなっております。

また、こうした活動が一般のお客様への理解にもつながるなど、山形地域として、医療用ウィッグへの助成に対する市民の理解といった土壌が培われていったものと思っております。

ちなみに、医療用ウィッグにつきましては、美容、ファッションと違いまして、頭皮の蒸れですとか、かぶれなどにも配慮が必要でありまして、例えばつむじの造成といった、いわゆるリアルなものが求められることから、その価格は3万円程度のものもありますが、30万円とか、数十万円するものも幅広くございます。

山形県では、先ほども申しましたように、患者さんが認定美容師に相談され、それぞれに合った品質のウィッグが適正な価格で購入できる環境が整っているというふうにも言えると思います。

また、山形県の助成額につきましては、2万円を上限としておられる—これは他の都市も同じくらいだったと思います。1万円のところもあります。数十万円に対して、1万円とか2万円です。

このことから、本市では、山形県がこの助

成制度を導入されたのは、患者の負担軽減ということもあろうかとは思いますが、美容師ですとか民間団体の取組みや、こうした取組みによって醸成された地域住民の理解、協力に行政が応える、応援するといった意味合いが大きいのではないかと考えます。

そういった意味で、山形県にとっては、優先度、プライオリティーが高いものであったということは理解できます。

本市でも本市独特の、例を申しますと、福祉奨学基金事業、これは富山市が先行してやっております。これについては、貧困の連鎖ですとか、あるいは将来の富山市を担う人材への投資といった意味で、制度を設けて運用しているわけですが、この財源は全額寄附金で賄っております。税金は一切投入しておりません。

こういう住民の理解にかなうような事業であっても、税金投入が妥当かどうかという判断に立って、それが今の森市政のポリシーだというふうに我々も思っておりますので、そういった意味でも、現在の富山県、富山市の環境では、この助成制度を行政として導入するという状況には至っていないという判断のもと、先ほど申し上げました答弁を用意していたものでございます。御理解いただきたいと

思います。

ちなみに、先ほどありましたマイナンバーカードですけれども、これは調べました。医療上または宗教上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で、頭部を布で覆う写真を使用する場合や、障害や寝たきりなど、やむを得ない理由によって適切な規格の写真を撮影することができない場合には、市町村やコールセンターに伝えた上で使用可能とするという見解を国のほうからいただいております。これについては、特に診断書の提出の必要はなく、本人の申し出によって確認しているという運用をしているということです。

松井委員

要望になるのですけれども、実際、そういった形で心理的負担を受けている方がおられるので、それを軽減する努力というのは、やはり行政として必要だと思います。

今、福祉保健部が担当部局なので、この部局からほかの部局に対しても、負担を軽減する努力をしてほしいということを発信していただきたいと思います。よろしくお願いします。

福祉保健部長

これも答弁の中にもありましたし、前回の佐藤議員のときもお答えしましたが、いろいろなところがそういう配慮を、例えば運転免許

センターなどでもしておりますし、マイナンバーの関係は市民生活部になりますが、そうしたところとも情報共有しながら理解を深めるように、部局横断的に連携を図っていききたいというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前10時48分 休憩

~~~~~

午前11時16分 再開

委員長           厚生委員会こども家庭部所管分に入ります。  
第2期富山市子ども・子育て支援事業計画について、  
市有地を活用した保育所施設整備事業について、  
以上2件を一括して、当局の報告を求めます

こども支援課長   〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

鋪田委員 第2期富山市子ども・子育て支援事業計画についてお伺いします。  
今ほどの説明で、国のほうが貧困対策を求め、計画を立てなさいということでしたが、これは努力義務です。それがこの中にも入ってくるということで、それが1つ新しいところなのですが、あと、教育の無償化等が始まって、これは経済的な支援だけではなくて、子育てに対する国の姿勢、考え方の変化ということもあるわけですし、そういったことがこの支援事業計画についても新たな視点として入ってくるかと思えます。  
これまで専門分科会等で、後期計画を踏まえつつも、こういった視点を入れていったほうがいいのではないかという、何かそういった御意見を具体的に、新しい視点というものが何かあれば幾つか教えていただけますでしょうか。

こども支援課長 今、委員がおっしゃったように、国の支援が変わってきたことによりまして、これまで計画の中でうたわれていないことについても入れてほしいということ、具体的に一

一つ一つ聞いております。

鋪田委員　そういった意見については、分科会の議事録等々を見ることで我々も知ることができるのかなと思うのですが、今わかる範囲で、特徴的な、こういった視点が必要なのではないかという意見等、もし紹介できるものがあれば紹介していただくことはできないでしょうか。

こども支援課長　こちらのほうでもお話ししましたが、貧困対策について、今まで体系的に実現することはしっかりとしていなかったのですけれども、それについてもきちんと体系づけてやってほしいということと、国のほうで新たに幾つか出てきているものについても、この計画には出ていないのですけれども、それぞれ施策の方向性の中に個別のものを1つずつ表示をしてほしいということを今聞いております。

高見委員　子どものことに関しては、ものすごく奥の深い問題が一きのう、きょうの問題ではない中、こういうものができているわけですね。  
貧困対策、子育ての面に関してもそうです。私も日ごろから議会で質問したり、委員会でも質問したりしているのですが、まずは生活の基本をどういうふうに捉えていくかという

こと、そこが大事なことだろうと。

というのは、日本は古来、多世代同居型の家族制度でずっとやってきたわけです。その中で、子育ての部分にしろ、あるいは老人福祉の部分にしろ、いろいろなものがその中で賄われてきたのです。

1つ心配するのは、子どもたちに対して、手厚くいろいろなことでああする、こうすると—いろいろな部分をやることも大事なのです。大事なのですが、もう1つ、基本的には、やはり家族の中でしっかりと温もりある育て方をしてくださいという部分がしっかり見えてくるような、そういう指針も出さなければならぬのではなかろうかと。

そうしないと一言葉が強かったらごめんなさい—老人福祉のように、「いや、おらたちは面倒見れんから、じいちゃん、ばあちゃん、役所で面倒見てくれよ」と、そういうニュアンス、考え方の人たちも今出てきているわけです。それが逆に、子どものいろいろな部分で、市役所が全部手当てをしてくれという、変な風潮に行ってしまうと大変なことになる。言葉がきつかったらごめんなさい。

私は、大事な子どもたちについては、家族の中で、おじいちゃん、おばあちゃんを含めて、お父さん、お母さん、きょうだいの中でしっ

かりと温もりのある育て方をするのが、この第2期富山市子ども・子育て支援事業の1つの柱ですよという部分が必要ではなからうかと思いますが、こども支援課長、どうですか。

こども支援課長 委員がおっしゃったような、例えば、具体的にこうしてくださいというものは特に位置づけはしておりませんが、個別の細かい一つ一つのことを重ねてやっていくことによって、結果として家庭で子どもさんを見るというのが一番最初になるということにつながっていくというふうには考えております。

実際に委員が言われましたように、本来であれば、御両親なり保護者の方が子どもさんを見るべきだとは思うのですけれども、例えばどうしても仕事の都合ということで保育所に預けておられます方についても、例えば土曜日だけでもいいから、お休みのときには見てくださいねという話ですとか、それについては個別にお話はさせていただいています。

実際に、こんな言い方はよくないかもしれませんが、例えば子どもさんを預けられるから、預けられる時間は目いっぱい預けようとか、そういう考えの方も中にはいるようには聞いてはおります。

高見委員 私の願いは、本当に将来をしっかりと歩んでいく子どもたちを、そういう人間の温もりのある中で、家族の温もりのある中でしっかりと育てていただくというのは、私の強い希望でもありますし、一日も早くそういう富山市になることを願っておりますので、そこもひとつよろしくお願いしたいと。できれば、この中でもう少しそういうことを、しっかりと、できればお願いしたいなというふうに思っています。

高田 重信委員 計画策定のスケジュール（案）のことなのですが、12月24日に子ども・子育て会議が開かれて、計画の素案ができるということによろしいですか。

こども支援課長 おっしゃるとおりでございます。素案を今、作成しているところでございます。

高田 重信委員 来年3月に計画の公表となりますが、1月に修正があるわけです。厚生委員会としても、素案ができたときに説明いただきながら、議会として、委員会として発言や聞くことが必要ではないかと思うのですが、そういったことは特に考えておられないですか。

こども支援課長    こちらのほうに記載しておりましたが、1月にパブリックコメントを実施する予定にしております。この際に、委員の方にも出てきたものをお渡ししまして、御意見を頂戴したいなというふうに考えております。

高田 重信委員    では、1月中に意見があれば申し添えるという形で捉えてよろしいですか。

こども支援課長    そのようにさせていただきます。

大島委員    委員会資料5ページの市有地を活用した保育所施設整備事業についてお尋ねいたします。無償貸付けということで、応募資格が社会福祉法人等ですので、建物の固定資産税はもちろん非課税になるかと思うのですが、無償貸付けは、何十年という期限があるのかどうか。その後、無償譲渡もあるかもしれませんけれども、その応募された事業所が事業を継続できないというふうに突然なった場合の違約金ですとか条件、その辺は募集の中できちんと詰めていらっしゃるのかどうか、お尋ねいたします。

こども支援課長    今、委員がおっしゃった内容につきましてお答えします。

まず、土地の賃貸についてなのですから、10年間という期間で区切りまして賃貸をしたいというふうに考えております。それ以上長い期間での賃貸は難しいということを確認しております。

これから公募をしますが、違約金等の条件についても、これから検討したいというふうに考えております。

大島委員

まず10年間貸付けをして、その後はもちろん、建物が建っている以上は事業を継続するのだと思うのですけれども、新聞を読んできましたら、古洞の森のケースもありますから、事業当初はこちらからお願いしますという立場かもしれませんが、突然やめると、それからほかに譲渡するということがこれから考えられると思います。

その辺はしっかりと契約書の中で詰めていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

こども支援課長

今、委員がおっしゃったことにつきましてもきちんと踏まえた上で、募集の内容を決めたいというふうに思っています。

橋本委員

ごめんなさい、地図が細かくてよくわからな

いのですが、この場所は公園なのですか。

こども支援課長 公園ではありません。空き地になります。大阪屋ショップ上飯野店の横の道を入れていただくと空き地があります。

泉委員 私どもは先月、委員会の視察で新庄地区の保育所へ行ってまいりました。そのときに、夏場に近隣住民から「うるさい」と言われて窓も開けられないと聞きました。  
上飯野というと住宅地の中だと思うのですが、そういったところに保育所を置こうということに対して、そういった心配がないかどうかというところのお考えをお聞かせください。

こども支援課長 今予定しております場所の東側のほうなのですけれども、何軒か家がございます。西側等は田んぼといいますか、空間があります。また、道路を挟んで反対の北側についても田んぼになっています。本当の住宅地の中でぽつんとなっているという形ではないので、苦情ももしかしたら出るかもしれませんが、そういう形です。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、こども家庭部所管分でただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午前 11時34分 休憩

~~~~~

午後 1時16分 再開

委員長 これより、市民生活部所管分の議案の審査を行います。
議案第161号 富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

市民課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第161号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第161号を採決いたします。
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。よって、本案件は原案可決されました。
次に、市民生活部所管分でただいまの議案以外に何か質問はありませんか。

高見委員 さっき分科会の中でも話が一部出ていて、そこで言おうかなとも思ったのですが、横へずれていくから言わなかったのです。
例えば運転免許証自主返納にも関係するのですが一言葉が妥当かどうか一山間部、公共交通が利用しやすすくない地域の皆さんからすると、非常に生活が不便だと。例えば、日用品

だとか生鮮食料品といったものも、その地域に店がなくなってしまうと、どうしても中心部へ出ていかないと物が買えない状況になってしまっているという現状からして、例えば運転免許証の自主返納と言われても非常に無理だと。市のほうで何かそういった手だて、要するに生鮮食料品などの移動販売を八尾地域などで少しやっているのだけれども、そういったことを積極的に、何か政策として打ち出してくれないかという提案があったのです。こういうことについては、何か今一本当に切実としたお願いなのです。

市民生活相談課長

今、委員がおっしゃったように、生活が不便な方、中山間地で特に不便な方につきましては、大山地域と八尾地域のほうで移動販売支援事業という形で支援させていただいております。事業に対して補助金を出させていただきまして、中山間のほうまで軽トラックなどで出向いていただいて販売事業をやっていただいております。

また、細入地域や山田地域のほうなのですが、けれども、商店も一部残っておりますし、細入地域では、猪谷にある商店が地域のほうへ送迎を行って、自分のお店まで来てもらうというサービスもやっておられます。

山田地域では、農協がおられるということと、商店も残っているということです。あと、数軒の家を回っている商店もおられるという形で、細々ではありますけれども、買い物事業は民間のほうで少しやっただけでいる状況であります。

高見委員

今言われたけれども、つかんでいる数字は恐らくごく一部だと思います。商店が送迎しているとか、農協がやっている。農協については相当、ある程度のエリアを網羅しているように思うのですけれども、個人の商店の場合はごく一部だと思うのです。そうでない人たちのほうが多いと思うし、そこからの意見が強いわけですね。

だから、その辺ももう少し実態を把握して、ここでこういう商店がやっているからいいということではなく、もう少し真剣に一そういう地域の皆さんを、どこまでその商店が網羅しているのか。今こういう時代ですから、高齢者世帯というのが多いでしょう。そうしたら、結局頼るところがないということによってこられるのですけれども、そういう現状があるということをしかりと把握してください。ただやっているというだけで満足するということではなく、これは本当に切実な願

いがあるので、上辺だけではだめです。

高田 重信委員 この暖冬の中で、スキーなどの冬季国体が開かれるわけなのですが、雪が足りなかったらどうするとか、見通しといったことについては、今どのように考えておられるのか、わかる範囲で聞かせてもらえればと思います。

スポーツ健康課長 冬季国体において、暖冬で、もし雪不足といった事態になれば、その際は県で対応を考えられるというふうに理解しておりますので、県で適切な対応をとられると考えております。

高田 重信委員 県から市のほうに、何か要望というのはあるのでしょうか。

スポーツ健康課長 県のほうで対応いただくものというふうに考えております。

高田 重信委員 わかりました。

鋪田委員 今、県の話が出ましたが、先日、富山市選出の県議会議員の皆さんと当局の皆さん、市長を含めて政策についていろいろ話をされた中で、県が今打ち出しています武道館、アリーナ構想—どちらなのかいまだによくわか

りませんけれども一市と県がどのように連携していくのかということについては、これからスタートなのだろうというようなことだったかと思うのです。

富山市に置くのではないかという話も出ていますが、県と市でどういう連絡体制があるのかといったことについて、わかる範囲でお答えしていただければと思います。

市民生活部長 県の構想は、そもそも大きなアリーナというか、会場の構想であったものが、内容につきましては少し縮小した形で、いわゆる審議会のほうでそういうお答えが出たという中で、流れとして急遽、武道館の話がリンクしたもので再度考え直そうということでお話が進んでいるということでもあります。

そうした経過をたどっているということでもございましたので、武道館部分につきましては、事前には富山市のほうとしては全く把握していなかったわけですが、このたび新たな、いわゆる武道館的アリーナと申しますか、そういったものを設置するということに当たりまして、富山市からは副市長に委員として参加して御意見が欲しいということでございましたので、そういった形で市としては関与しているところでございます。

市の考え方としますと、現武道館というのは、一定程度、大分老朽化はしているということではありますけれども、富山市における武道施設としては大変重要なものであるという位置づけで考えております。

ですので、すみ分けではございませんが、県のほうで大きな、いわゆる武道の施設を持っておられることに対して、市のほうでは小さな練習場のようなものを維持するという形で行ってきていたということでございます。

今、高岡市と富山市の武道館が統合されるというお話が県であります中で、一部大きな問題としてありますのが、その設置場所がどこであるべきかという議論であったかと思えます。

市のスタンスといたしますれば、市の施設整備の考え方からも、引き続き富山市のほうで大きな大会を開催していただけるようなことを希望するという考え方を持っておりますし、県全体のことを考えましても、一番アクセスがよいところ、剣道を行っている競技者には子どもさんも多いわけですから、いわゆる公共交通でアクセスが容易、それからアリーナ機能を持たれるということであれば、観客の方も来られるという意味も含めまして、いわゆる中心部である富山市で、公共交通の利用

の便のよいところがよいのではないかなというのが考え方でありますので、そういったようなことを、そうした会議の場におきましてお伝えしていくことかと考えております。

鋪田委員

何分、富山市のまちづくりの方向性というものと合致する施設であってほしいなということと、私も武道ではありませんが、県のスポーツ団体の統括者という立場もあって、いわゆる練習場所としての施設のあり方、それからアリーナという言葉は体育館などを超えていますので、例えばBリーグもそうでありますけれども、そこで単にスポーツをする人たちのためだけの施設ではなくて、そこにいらっしゃるお客様があって成立するというのは、実はアマチュアスポーツもそういう段階に入ってきています。

そんな中で、ぱっと頭に浮かべると、なかなか折り合いがつかないような施設が複合的というところにちょっと疑問を感じるのですが、その辺、市のまちづくりの方向性、市民の皆さんと一体育協会を通じてになりますけれども一スポーツ団体との接触、あるいは利用者との接触をされている中で、そういった意見もしっかり反映していただけるような体制、あるいは市民の代表である我々議会にも、き

ちんと議論をして意見表明できるようになってほしいなというふうに思います。引き続き注視していきたいと思いますが、情報開示について、適宜行っていただきたいというふうに思います。

それから、引き続きスポーツのことですけれども、これは市民生活部というか、スポーツ健康課だけの話ではないのですけれども、学校の部活についても地域のほうに移行していこうという新聞報道もありました。部活のあり方については、第一義的には教育委員会等々で議論されるべきことではありますが、その受け皿となる地域で、どんな形でそれを受けとめていくかということも、もう遠い将来でなくて、割と近い将来のこととして、スポーツ政策の中でも少し考えていく必要があるかと思います。今現在で所見を求めるのもちょっと酷かもしれませんが、何かお考え等々あればお聞かせいただければと思います。

スポーツ健康課長 部活動の指導者などの手当てといったところで苦労しておられる学校もあるということは、以前、議会でも御質問いただいたことがあったと思います。そういった認識は、我々も共有はしているつもりではあります。スポーツ行政を所管している所管課として何

か具体の対応というのは、直ちには持ち合わせてはいないのですが、そういう問題を共有しているというところは、それは教育委員会とも一緒ですので、何ができるか、地域においてどういったことができるかというのは、今後我々も一緒に考えていきたいというふうには思っております。

鋪田委員

さらにつけ加えて言うならば、部活動の指導者ということにとどまらず、かつて一今もありますけれども一子どもから高齢者までに対するスポーツ機会の提供、指導体制を含めた地域総合型スポーツクラブがもともと地域の中であったのですが、富山市で地域によっては、うまくいっているところもあればなかなかそうでないところもあり、また、各地区にもともとある体育協会との兼ね合いなどもありますけれども、そういったことも考えていくと、単にスポーツ健康課だけではなくて、市民の健康づくりとか、そういう広い視野でも、単に教育あるいはスポーツという問題だけではないところにありますので、引き続き市全体の問題として課題を共有していただきたいなというふうに思います。

高田 重信委員

先ほどの質問で続けて聞けばよかったのです

が、今、eスポーツという競技がすごくはや
ってきているのです。ただ、ああいう電子機
器を使った形のものは、スポーツ健康課が担
当になるのか、どのような判断をなされてい
るのかお聞きします。

スポーツ健康課長 確かに、eスポーツといった概念が最近出て
きまして、国体でも、正式競技ではないです
けれども、デモンストレーションといいま
すか、そういったものもやっているというこ
とであります。

「スポーツ」という名前がつくということで、
我々も当然かかわってくる話かと思ってい
ます。

ただ、何分、大変新しい概念でして、スポ
ーツ界の中でもeスポーツというものに対
する認識や意見がまだ固まっておらず、い
ろいろな意見もあるかと思しますので、当
面は普及の度合いといったものを注視して
いきたいと思っています。

高田 重信委員 大変苦しい答弁かもしれませんが、悠長には
見ていただけないと思います。各高校で、ク
ラブなども出てきたりしています。
部長、何か意見があればお願いします。

市民生活部長 大変難しい問題でございます、eスポーツに関連しまして、今、担当課長のほうからも話がありましたが、オリンピック関連の事業として行われるということでもありますとか、スポーツ庁そのものがeスポーツに対して議論しているというところもあろうかと思えます。

そういう流れからしますと、いわゆるスポーツ、その前段階の体育という考え方で、行政の中で取り扱うという考え方もあるかと思っていますところではありますが、何分にも市民のスポーツ、そして市行政の中でのスポーツ、体育というところは、「スポーツ」という言葉そのものに、楽しむことなど、含みがいろいろあるということはお聞きしたことがあります。

そうしたもののなかからeスポーツというものが関連してくるということは十分あり得るかというところはあるわけなのですが、これまでの市のスポーツというのは、やはり市民の健康の増進というところが非常に大きなテーマであったのだらうということですので、いわゆるスポーツ庁下の縦割りの中で、すんなり入っていくべきことなのかどうなのか。

今、市民の方にはそういう認識も、まだそこまで展開はしていないということもございま

すので、その辺を一スポーツ健康課の所管であるかどうかは別ですが。

いずれにいたしましても、今、そういう世の中の動きがあるということにつきましては、少しアンテナを高くして、まずはこの話はスポーツ健康課長のところにおりてくることになるかと思いますので、そういったところについては、少し勉強させていただければというふうには考えております。

泉委員

ことし熊がたくさん出ました。長期の気象予報を調べたのですが、寒気がおりてきません。今月も27日までは、まだ寒波がおりてこないで、恐らく雪は降らないだろうということで、まだまだ熊の出没のおそれがあります。行政サービスセンターの各所長が来られていますので一市民生活部のほうから注意喚起をもう少ししてほしい一熊は、一旦山に帰りますけれども、暖かかったらまた出てくるのです。

ですから、雪がたっぷり降るまでの間はなるべく注意し続けてほしいということ、まずは市民生活部のほうから伝えてほしいということで、ひとつよろしくお願いします。

市民生活部長 今年度、熊が大変たくさん出て、また、熊に

加えましてイノシシが中心市街地でも出るということもございました。

市民生活の安全ということでは、生活安全交通課でありますとか、各行政サービスセンターのほうで、とにかく注意喚起をするということが一番大切だろうと。

熊を追い払うということも1つの手だてとしてあるのですが、恐らく際限のない話ですので、私どもとすれば、とにかく常日ごろから注意していただくこと、身近なことであることの周知から—これは農林水産部からの要請がまず第一です。一番の情報元である農林水産部からの要請を受けて、まずはそれぞれの地域に合った形での広報をさまざまにやっているということでございます。

熊の出没も一旦落ちついたかと思いましたが、この前の土日にも注意喚起の情報が流れてきたということもございました。この辺は、今、委員がおっしゃったようにお天気の状況もあるのかと思いますが、もう少し注意して広報に努めていきたいというふうに考えております。

泉委員 よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了
いたします。

市民生活部の皆さんは、御退室願います。
説明員が退室しますので、しばらくお待ちく
ださい。

〔市民生活部退室〕

委員長

これで、12月定例会の当委員会に付託され
ました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談を申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一
任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
次に、参考人招致についてであります。
このことにつきましては、前回の本委員会に
おいて、日本損害保険協会及び日本郵便株式
会社の本日の委員会での参考人招致を決定し
ておりましたが、事前にお知らせしましたと
おり、日程の調整がつかなかったことなどか

ら、本日の参考人招致は取りやめとし、改めて日程についてお諮りをするものです。

まず、日本損害保険協会につきましては、日程調整の結果、あさって、12月19日（木曜日）、午前10時より委員会を開催し、自転車保険関係者として、保険の内容等について意見を聞くための参考人として出席を求めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、日本郵便株式会社につきましては、配達に利用する自転車に関することは、東京本社で一元管理されていることから、委員会への参考人の出席が難しいとの判断となりましたので、御承知おきください。

つきましては、今の2団体以外に意見交換すべき団体についても協議をしてまいりたいと思います。

事前に委員の皆さんにお伺いしましたところ、富山市中学校長会より意見をお聞きしたいという希望がありましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、先ほど決定いたしました次回の委員会開催日と同日、12月19日（木曜日）、日本損害保険協会からの意見聴取終了後に、富山市中学校長会より参考人の出席を求めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
なお、この後、委員会条例第68条により、私から議長に参考人出席要求書を提出し、議長から参考人に出席要請書を送付していただくこととなりますので、御承知おき願います。これをもって、令和元年12月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和元年12月定例会
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 松尾茂

署名委員 橋本雅雄